

第5回 矢板市新庁舎整備検討委員会 次第

日時 令和6年6月17日（月）午前10時から

場所 矢板市泉きずな館 北館2階

泉公民館 会議室5

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 議題

- (1) 第4回委員会資料の追加修正について
- (2) 新庁舎の想定規模の設定について

4. その他

5. 閉会

第4回委員会を踏まえた委員会資料の修正案

朱書き:第4回 矢板市新庁舎整備検討委員会からの修正箇所

- ・職場環境に関する内容について
- ・浸水に関する内容について

第4回 矢板市新庁舎整備検討委員会 資料

令和6年 3月

目次

1. 基本構想の目的と位置づけ	
1 目的	．．．．．1
2 位置づけ	．．．．．1
2. 検討の経緯	．．．．．3
3. 庁舎施設の概要及び現状と課題	
1 庁舎施設の概要	
(1) 建物概要	．．．．．4
(2) 職員数・議員数	．．．．．5
(3) 庁舎施設の配置状況	．．．．．7
2 庁舎施設の現状と課題	．．．．．8
4. 基本的な考え方について	
理念と基本方針	．．．．．9

【用語解説・定義】

- ・庁舎本館：昭和37年（1962年）に建設されたＲＣ造地上3階地下1階建ての施設。
- ・市役所：庁舎本館に加え保健センター、福社会館等を含む施設群。（表1）
- ・庁舎施設：市役所に加え矢板市生涯学習館、コミュニティ防災センター等を含む庁舎機能を有する施設群。（表1）
- ・ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

（出典：障害者基本計画（H14.12.24閣議決定））

1 目的

昭和37年に建設された庁舎本館をはじめ、庁舎機能を有するその他の施設は、市の拠点として現在まで大きな役割を果たしてきました。

この基本構想は、それらの庁舎施設が持つ現状の課題に加え、環境への配慮、防災、バリアフリーや高度な情報化への対応、感染症対策等庁舎施設を取りまく様々な状況を整理し、新庁舎における機能や整備等に係る考え方の方向性について分かりやすく示すことを目的として策定します。

また、今後策定される庁舎整備に係る、「基本計画」「基本設計」「実施設計」等の各段階において、具体的に個別の事案の検討を行う際の指針となることを目指します。

2 位置づけ

令和3年度から令和7年度までを計画期間とし、市政運営の基本方針である「矢板市総合計画」及び「矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に定めた『やいた創生未来プラン』において、矢板市の将来像を次のように掲げています。

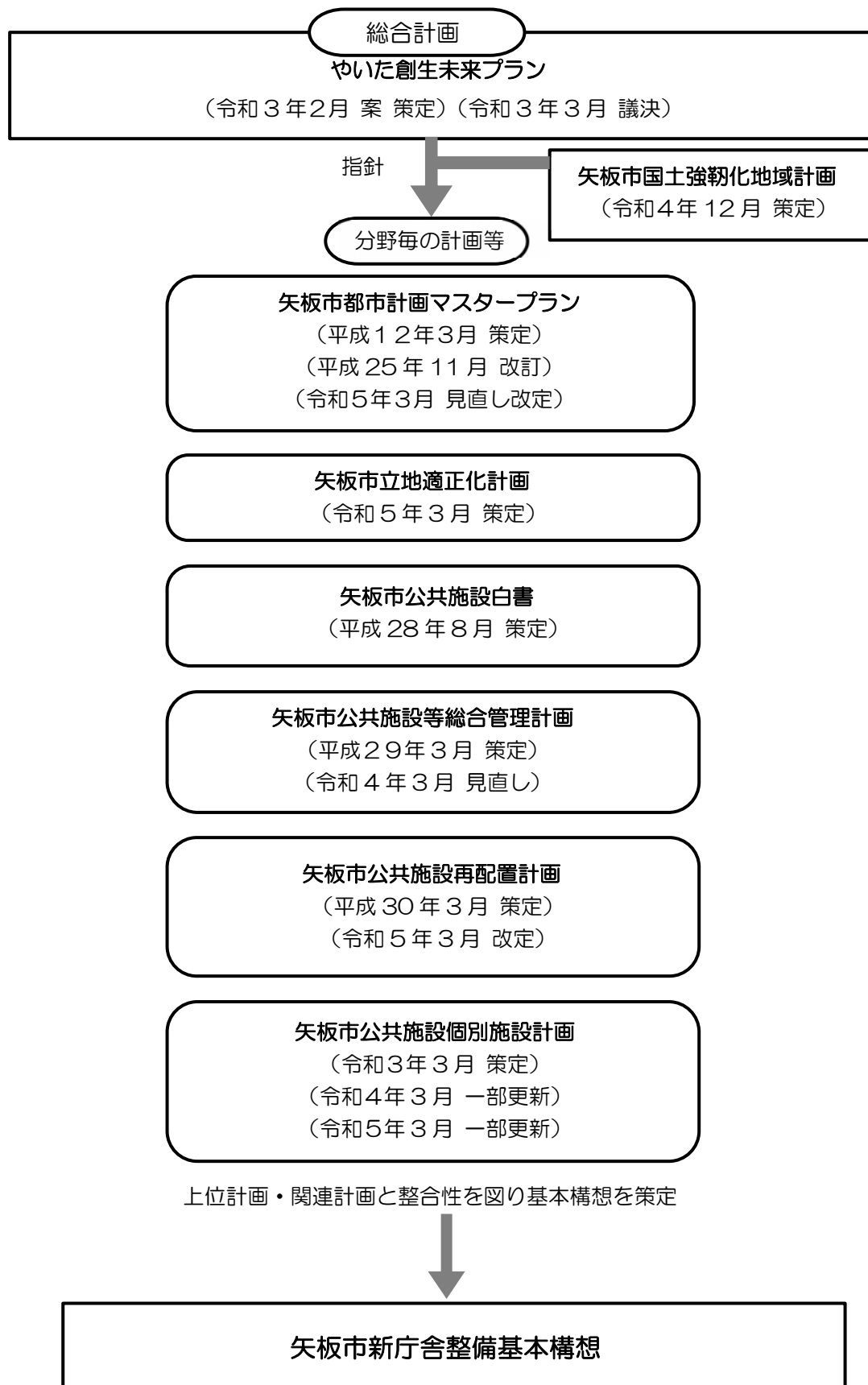
矢板市の将来像

『未来へ』～みんなで創る新時代～

豊かな自然を大切にしながら、矢板のよさを生かして、市民や行政、様々な主体が協力し合いながら、新時代に適応したまちを創り、矢板市の未来へつなげていくという、本市のまちづくりの根本となる考え方です。本庁舎は、この理念に基づいたまちづくりの拠点となる施設であることから、新庁舎整備についても、この考え方を継承した上で、市全体の今後の公共施設の在り方について示した計画である「矢板市公共施設等総合管理計画」と公共施設の再配置を具体的に進めていくための指針としての計画である「矢板市公共施設再配置計画」、また施設類型ごとの個別計画である「矢板市公共施設個別施設計画」を踏まえて、基本構想を策定することとします。

また、(図1)に示すとおり、国土強靱化に関する計画や分野毎の計画等も踏まえ、基本構想を策定することとします。

(図1) 矢板市新庁舎整備基本構想の位置づけ



昭和37年に建設された庁舎本館をはじめ、庁舎機能を有するその他の施設も老朽化が進行しています。庁舎本館は平成18年度に実施された耐震診断により、1階や2階で構造耐震指数※1が小さく、「震度6強程度の地震により大きな被害を受ける可能性が高い状況。」という結果が出ました。また、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）により庁舎本館が被害を受けました。

以上のことや国の「インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月 策定)」による要請を受け、平成29年には「矢板市公共施設等総合管理計画」を策定し、施設の老朽化に加え、少子高齢化の急激な進行及び人口減少によるニーズの変化、公共施設の更新需要の増大、公共施設等に掛けられる財源の限界、という現状と課題を挙げ公共施設等の総合的な管理の必要性を示しました。

さらに「矢板市公共施設個別施設計画」を令和3年に策定し、上位計画等を踏まえた個別施設ごとの具体的な対応方針を定めることとしました。

令和元年度には庁舎の整備に向け、庁内検討組織を設置しましたが、新型コロナウイルスによる財政状況への影響を鑑み検討が一時凍結となりました。

その後、新型コロナウイルスの収束を受け、令和5年度に公募市民や学識経験者、市内各団体の代表者等にて構成される「矢板市新庁舎整備検討委員会」が設置され、以下の検討委員会が開催されています。

- ・令和5年10月25日 第1回矢板市新庁舎整備検討委員会
- ・令和5年12月15日 第2回矢板市新庁舎整備検討委員会
- ・令和6年1月30日 第3回矢板市新庁舎整備検討委員会

※1：Is値（構造耐震指数）建築物の地震に対する安全性を示す指標で、この数値が大きいほど耐震性能が高くなる。

3	庁舎施設の概要及び現状と課題
---	----------------

1 庁舎施設の概要

(1) 建物概要

庁舎施設は（表 1）に示すとおり、市役所の置かれる敷地内に複数棟と市役所敷地外に複数棟で構成されています。庁舎本館は昭和 37 年に建築され、その後 61 年が経過しました。

（表 1）庁舎施設の建物概要

建物名			建築年	築年数	延床面積(㎡)	構造※1	階数	備考
庁舎施設	市役所	庁舎本館	1962年 (S37年)	61年	2,519	RC造	3階 地下1階	
		保健センター	1978年 (S53年)	45年	1,226	RC造	2階	
		福祉会館	1988年 (S63年)	35年	971	RC造	2階	
		別館会議室	1977年 (S52年)	46年	512	S造	2階	
	延床面積（㎡）				5,228			
	コミュニティ防災センター		1982年 (S57年)	41年	227	RC造	1階	
	矢板市生涯学習館(庁舎)		1991年 (H3年)	32年	1,491 260※2	RC造	2階	
	上下水道事務所		1968年 (S43年)	55年	536	RC造	2階	
	延床面積（㎡）				7,482			

※1：RC造-鉄筋コンクリート造、S造-鉄骨造、CB造-コンクリートブロック造、W造-木造

※2：庁舎機能として利用している部分の床面積

(2) 職員数・議員数

職員数・議員数について次のとおり整理しました。なお、課が配置されている施設は市役所その他、矢板市生涯学習館、上下水道事務所となります。

(表 2) 職員数・議員数

職員数	市役所	225	人
	矢板市生涯学習館	28	人
	上下水道事務所	17	人
	合計	270	人
議員数	議員定数	15	人

※令和6年度の人数で更新予定です。

(表3) 職員配置状況

		正職員	再任用	臨時職員	
				任期付き	会計年度
市役所	総合政策課	12			
	秘書広報課	8		1	
	総務課	15			
	税務課	21			
	社会福祉課	14			3
	高齢対策課	12			6
	子ども課	15			9
	健康増進課	15			1
	生活環境課	10			5
	市民課	10		1	4
	農林課	15			3
	商工観光課	7			
	建設課	11		1	
	都市整備課	7			
	地籍調査課	6			
	出納室	4			
	議会事務局	4	1		1
	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 固定資産評価審査委員会事務局	3			
	小計（人）	189	1	3	32
	正職員+再任用職員数	小計（人）	190		
	臨時職員数	小計（人）			35
	市役所 職員数	合計（人）	225		
矢板市 生涯学習館	教育総務課	14	1		1
	生涯学習課	11			1
	小計（人）	25	1		2
	正職員+再任用職員数	小計（人）	26		
	臨時職員数	小計（人）			2
	矢板市生涯学習館 職員数	合計（人）	28		
上下水道事務所	水道課	9			
	下水道課	8			
	小計（人）	17			
	正職員+再任用職員数	小計（人）	17		
	臨時職員数	小計（人）			0
	上下水道事務所 職員数	合計（人）	17		
庁舎施設	正職員+再任用職員数	合計（人）	233		
	臨時職員数	合計（人）	37		
	庁舎施設 職員数	合計（人）	270		

(3) 庁舎施設の配置状況

庁舎施設に配置されている部局等は(表4)に示すとおりです。なお、庁舎本館以外にも、保健センター・福祉会館、別館会議室、矢板市生涯学習館、上下水道事務所にそれぞれ(表4)に示す部局等が配置されています。

(表4) 庁舎機能の部局等の配置

建物名	階数	部局等	その他
庁舎本館	3階	議長室、副議長室、 議会事務局	議場(傍聴席)、議員控室、 第一委員会室、第二委員会室
	2階	市長室、副市長室、 総合政策課、秘書広報課、総務課、 税務課	市長公室、 特別会議室、本館会議室
	1階	生活環境課、 市民課、出納室	市民室、日直室、印刷室、 銀行出張所、待合室
	地下1階		書庫、倉庫、更衣室、 機械設備室
保健センター 福祉会館	2階	農林課、商工観光課、 建設課、都市整備課、地籍調査課、 選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・ 固定資産評価審査委員会事務局、 農業委員会事務局	中会議室、小会議室、 相談室、閲覧所、打合せ室
	1階	社会福祉課、高齢対策課、 子ども課、健康増進課	生活指導室、相談室
別館会議室	2階	デジタル戦略推進室	書庫
	1階		書庫、倉庫、車庫
コミュニティ 防災センター	1階		事務室、車庫
矢板市生涯 学習館	2階	教育長室、教育総務課	教員相談室 研修室(1)、研修室(2)
	1階	生涯学習課	体育館、まなびコーナー、 会議室、男子更衣室、女子更衣室
上下水道事務所	2階	下水道課	会議室
	1階	水道課	車庫

2 庁舎施設の現状と課題

庁舎施設の現状と課題について次のとおり整理を行いました。なお、部局等（教育総務課、生涯学習課、水道課、下水道課）が別の施設に配置され分散している状況が利用者の利便性を低下させている根本的な原因であり、解決しなければならない課題です。

現状

- ▶水道課、下水道課、教育総務課、生涯学習課が市役所とは、別敷地の施設に配置されている
- ▶市役所敷地内に保健センター、福祉会館を増築したことにより、渡廊下による接続等、移動経路が長くわかりづらい
- ▶庁舎施設にエレベーターがない
- ▶来庁者のプライバシーに配慮した個別対応用のスペースが不足している
- ▶授乳室、バリアフリートイレ利用者に対応するための機能が不十分である
- ▶点字、音声による案内板の不足
- ▶建築物、設備の老朽化が進んでいる
- ▶外気の影響を受けやすく冷暖房等のエネルギー効率が悪い
- ▶建築当時の設備に対応した構造で新たな配線、配管に制約がある
- ▶施設内で来庁者と職員間のセキュリティ区分ができていない
- ▶防災拠点機能を含め行政機能としての耐震性が不足している
- ▶職員の休憩スペース等が不足している
- ▶市役所の敷地は、ハザードマップにより0.5～3.0mまでの洪水浸水想定区域に指定されており、浸水の危険性が高いが、浸水に対する設備が設置されていない

庁舎の現状から
見える課題

課題

①耐震性に関すること

震災時における建築物としての安全性や行政機能の継続性確保の懸念

②庁舎施設の老朽化に関すること

床のたわみや壁のひび割れ等の躯体の老朽化や配管他、空調・衛生・電気設備等の老朽化が進んでいる状況

③庁舎の狭あい化に関すること

狭くゆとりがないことにより新たな情報通信機器、ケーブル等の拡張スペース確保が困難、来庁者の個別対応スペース確保が困難、**休憩スペース等の職場環境の改善が困難**な状況

④市民サービスに関すること

各課が分散配置されること等による利用者の不便さ、各課までの経路が分かりづらい空間となっている状況

⑤防災拠点に関すること

市災害対策本部・議会災害対策本部等の設置スペースの確保の懸念、震災や水害時など庁舎施設の非常時のライフラインやバックアップ機能等が不十分である状況

施設の浸水の危険性が高い状況

⑥ユニバーサルデザインに関すること

施設状況から根本的にユニバーサルデザインの改善対応が困難な状況

理念と基本方針

現状の課題や「やいた創生未来プラン」でのまちづくりの基本理念を踏まえ、新庁舎整備の基本方針を次のとおりとします。

基本方針1：市民にやさしい庁舎

ユニバーサルデザインの徹底や利用者のプライバシー保護等、市民や職員等の利用者にとって効率的で利便性の高い庁舎を目指します。

基本方針2：変化に対応できる庁舎

シンプルで機能的かつ将来の業務形態や社会情勢の変化に柔軟に対応できる庁舎空間を目指します。

基本方針3：安全・安心な庁舎

災害時に安全・安心に利用可能で、市民への迅速な支援や復旧活動を行うことができる庁舎を目指します。

基本方針4：環境にやさしい庁舎

地球環境への負荷が低く、ライフサイクルコストの削減が図られた、環境にやさしく、維持管理費が低減できる経済的な庁舎を目指します。

基本方針5：交流の拠点となる庁舎

市民活動や交流が可能な市民協働のまちづくりが推進できる交流拠点となる庁舎を目指します。

基本方針6：市の歴史や自然、景観に調和した庁舎

矢板の歴史や自然、景観に調和した新たなランドマークとなる庁舎を目指します。

基本方針7：市民に親しまれる議会に対応した庁舎

セキュリティや議会の独立性を維持しながら、市民に対しての充実した情報提供や議場の市民活用も視野に入れた庁舎づくりを目指します。

基本方針8：デジタル技術の発展を踏まえたスマート庁舎

ペーパーレス化をはじめ、脱カウンターへの変化も踏まえ、デジタル技術の発展に対応できる庁舎を目指します。

基本方針を実現するために新庁舎に導入する機能・性能を検討する際の基本的な考え方を以下に整理します。

基本方針１ 市民にやさしい庁舎

来庁者の利便性・効率性を高める窓口サービス、利用者のプライバシー保護を保つことのできる窓口サービス等により、市民サービスの向上を目指します。また、高齢者や障がい者、親子連れ、外国人等、様々な人が利用することを視野に入れ、廊下、トイレ等のユニバーサルデザインの徹底を図ります。市民にやさしい庁舎とします。さらに職員にとっても働きやすい職場環境づくりを目指します。

【検討事項例】

- ▶ 個別ブース、機能的なカウンターの設置、適切な配置による利用しやすい窓口
- ▶ ユニバーサルデザインによるトイレや授乳室等の設備
- ▶ 利用者同士の離隔を保つことのできる庁舎レイアウト、パーティション・アクリル板設置
- ▶ 自動ドア・自動水洗等非接触型設備の整備による感染症対策
- ▶ 有線・無線の組み合わせによる利便性とセキュリティを両立させた適切なネットワーク環境の構築
- ▶ 利用者数や車両の数や大きさから想定される適切な駐車スペースの確保と車両の乗り入れが行い易い庇付き車寄せの設置
- ▶ 分散している部局等を一つの施設に集約化
- ▶ 職員が休憩を含む、様々な目的で利用できる場（スペース）の検討

基本方針２ 変化に対応できる庁舎

将来的な市の姿や、今後の行政需要の多様化、社会情勢の変化、進化する情報通信技術等、様々な変化に対応可能な設備や空間を検討し、機能的で効率的な変化に対応できる庁舎を目指します。

【検討事項例】

- ▶ 自由にレイアウトの変更が可能な執務空間
- ▶ シンプルで見通しの良い、整形な形のオープンフロアの執務室
- ▶ 利用率向上のため、可動間仕切りを設置し、会議の形態・人数に合わせて利用範囲を変更できる会議室

基本方針3 安全・安心な庁舎

高い耐震性を確保し、日常的に安心して利用できる建物とするとともに、**その他水害時など**災害発生時にも、災害対策活動の中核として、迅速な支援や復旧活動等を行うことができる様々な機能を備えた、災害に強い庁舎を目指します。

また、日常の利便性と機密保持、防犯性能に配慮した段階的なセキュリティ計画が可能な計画とします。

【検討事項例】

- ▶蓄電池や自家発電設備の設置、断水時にも機能維持できる上下水道設備によるライフラインの確保
- ▶施設の規模、形状に合わせた耐震、耐火性能、構造形式
- ▶災害時の対応を想定した各室の適切な配置
- ▶日常の延長で利用することができる適切なスペースの防災広場の確保
- ▶適切なゾーニングや出入口での認証機能設備の設置等によるセキュリティの確保
- ▶**浸水など水害の被害を最小限とする対策の検討**

基本方針4 環境にやさしい庁舎

持続可能なまちづくりを進めていくため、環境にやさしくランニングコストに配慮した庁舎を目指します。

【検討事項例】

- ▶効率の高い空調・照明機器、BEMS（ビル・エネルギー管理システム）、自然採光・通風による省エネルギー化
- ▶太陽光発電等による創エネルギー
- ▶雨水利用設備や井戸水の有効活用
- ▶維持管理が容易で修繕費用の低減が図られた設備の導入によるメンテナンス性に配慮した計画
- ▶十分な軒の出のある庇の設置など、外壁が汚れにくく、日常の維持管理が容易でライフサイクルコストが低減できる計画
- ▶断熱性等に優れた外皮性能を持つ施設計画

基本方針5 交流の拠点となる庁舎

活発な市民活動や交流を行うことができるスペース整備等を行い、交流の拠点となる庁舎を目指します。公共施設やその他機能との複合化の可能性を検討します。

【検討事項例】

- ▶活発な市民活動の拠点となるホールや市民活動室等の整備
- ▶非常時に最適な防災広場となる市民交流広場
- ▶市内、周辺情報が発信できる情報コーナーや案内カウンターの整備
- ▶公共施設や民間施設との複合化の検討

基本方針6 市の歴史や自然、景観に調和した庁舎

豊かな自然や歴史との調和を図ることができる周辺景観に配慮した庁舎づくりを目指します。

【検討事項例】

- ▶矢板の未来を象徴する新たなランドマークづくり
- ▶華美になりすぎない外観計画
- ▶周辺街並みとの調和を図る維持管理に配慮した植栽計画

基本方針7 市民に親しまれる議会に対応した庁舎

議会の独立性や機能、品位に配慮しながら、市民も利用しやすく、市民に親しまれる議会に対応した庁舎を目指します。

【検討事項例】

- ▶議会関係の各室を集約した機能的な議会エリアの計画
- ▶様々な立場の傍聴者に配慮され、ICT化された設備等で円滑な議事運営が可能な議場
- ▶地場産木材を活用した温かみがあり市民に愛される議場
- ▶市民活動など多目的な利活用が行える議場づくりの検討

基本方針8 デジタル技術の発展を踏まえたスマート庁舎

庁内のペーパーレス化を始めとした、将来の脱カウンターへの窓口の変化も踏まえ、デジタル技術の発展に対応できる庁舎を目指します。

【検討事項例】

- ▶執務室にOAフロア（二重床）を採用し、床下の配線ルートの自由度を高める計画
- ▶将来の変更に対応できる執務室のコンセント等の配置
- ▶将来の変更に対応できる情報、電力配線のスペース確保
- ▶将来の変更に対応できる窓口や書類保管スペースの建築計画

矢板市立地適正化計画における庁舎施設に関する記載の回答

【立地適正化計画の構成】

＜目的＞（p5）

従来の土地利用の計画に加えて、コンパクトシティ形成に向けた具体的な取り組みの推進

そのために下記を設定

・都市機能誘導区域の設定（p6）

都市機能を誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

・誘導施設の設定（p6）

都市機能誘導区域に立地を誘導すべき都市機能増進施設

【庁舎施設に関する記載】

＜誘導方針＞（p52）

グランドデザイン（p55）で矢板地区内の庁舎施設があるエリアを「**公共サービスゾーン**」として設定

※「公共サービスゾーン」（p53）

市役所等の集積を活かし、公共的な住民サービス機能の集積を図るとともに、多くの人が利用する中心的な公共空間の形成を図るゾーン

＜都市機能の誘導方針＞（p54）

駅西側における**公共サービス施設**の立地を検討するなど、都市機能の充実を図る

＜誘導区域＞（p66）

誘導方針を基に都市機能誘導区域を設定し、**公共サービスゾーン**を含むエリア設定により都市機能集積生かしながら、現状の機能維持とさらなる都市機能誘導を図る

＜誘導区域の防災指針＞（p83）

立地の観点から「矢板市地域防災計画」「矢板市国土強靱化地域計画」との連携による防災指針の記載があり、**市役所庁舎の水害対策・災害対策本部機能の強化**を設定

＜誘導施設＞（p84）

誘導施設の設定にて矢板地区に**行政施設**を挙げており、「既存機能の維持・充実」の視点で設定

5. 立地適正化計画の内容

(1) 立地適正化計画制度について

立地適正化計画は「都市再生特別措置法」に基づき市町村が策定する計画で、次のような制度内容となっています。

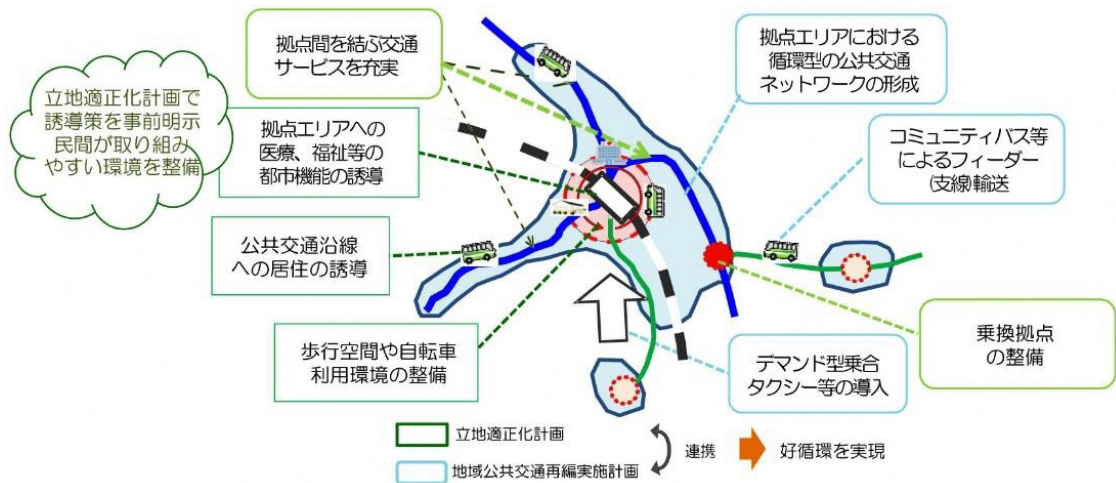
- ・まちづくりの方向性としてコンパクトシティを位置付けている都市が増えている一方、コンパクトシティ実現に向けて何をどう取り組むのかという具体的な施策まで作成している都市が少ない現状です。
- ・コンパクトシティ形成に向けた取組については、都市全体の観点から、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実等に関し、公共施設の再編、医療・福祉、中心市街地活性化、空き家対策推進等の施策と連携を図り、総合的に検討することが必要です。



- ・こうした現状や課題に対応するため、立地適正化計画を制度化し、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、コンパクトシティ形成に向けた具体的な取組の推進を目指すものです。
- ・立地適正化計画は次のような特徴を持っています。

都市全体を見渡したマスタープラン	居住、医療、福祉、商業、公共交通等のさまざまな都市機能と、都市全域を見渡した「市町村都市計画マスタープラン」の高度化版です。
都市計画と公共交通の一体化	居住や生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通との連携により「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めます。
まちづくりへの公的不動産の活用	公的不動産の見直しと連携し、将来のまちのあり方を見据えた公共施設再編や公的不動産を活用した民間機能の誘導を進めます。
市街地空洞化防止のための選択肢	居住や民間施設の立地を緩やかに誘導できる「市街地空洞化防止のための新たな選択肢」として活用することが可能です。
都市計画と民間施設誘導の融合	民間施設に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、インフラ整備や土地利用規制など従来の制度との融合による新しいまちづくりが可能です。
時間軸を持ったアクションプラン	計画達成状況を評価し、都市計画や居住誘導区域を定期的に見直すなど、時間軸を持ったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能です。

図:立地適正化計画によるまちづくりのイメージ



(国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」及び同パンフレットを参考に作成)

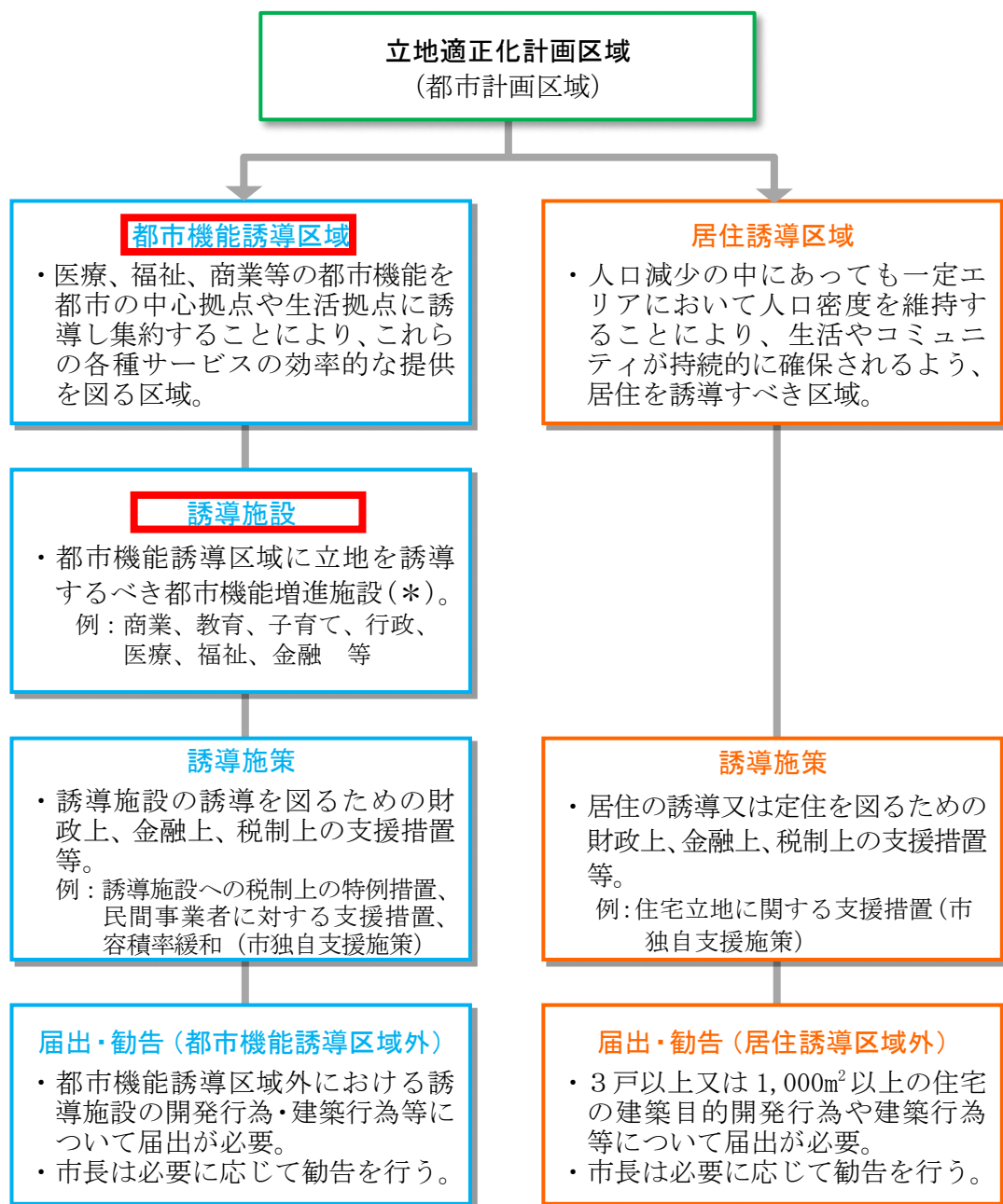
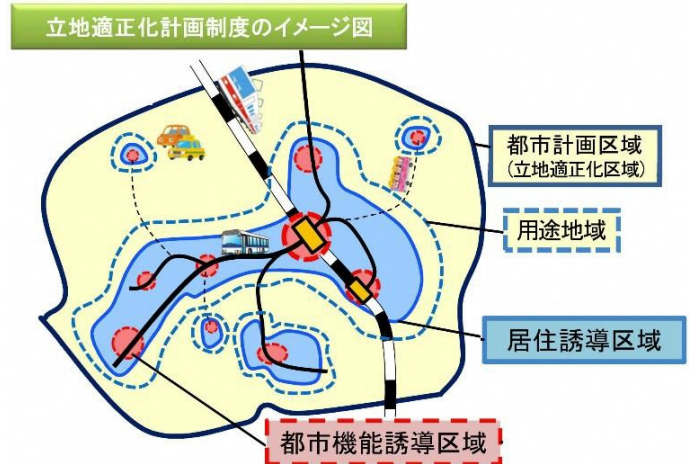
立地適正化計画の構成

(2) 計画に定める内容

計画に定める内容は「都市機能誘導区域に関するもの」と「居住誘導区域に関するもの」の2つに大別されます。

都市機能誘導区域は居住用区域の中に設定されます。(右図参照)

また、それぞれの誘導区域ごとに定める内容についての関係を示すと下図のようになります。



*都市機能増進施設とは、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設で、都市機能の増進に著しく寄与するもの

2. 誘導方針

(1) 市街地拠点：矢板地区

矢板地区における都市機能、居住の誘導方針を設定します。

① 矢板地区の位置付け

上位計画・関連計画における矢板地区の位置付け・役割を整理します。

やいた創生 未来プラン	・「既成市街地ゾーン」として、機能的な土地利用を行うため、都市計画のルールを定める。 ・道路や公園、駅前広場や駐輪場、公共下水道などの施設を優先的に整備し、市民生活の利便性の向上を図る。 ・道の駅やいたを核とする農業振興及び観光・交流拠点を有する。 ・「商業・業務拠点」として駅周辺幹線道路周辺部の機能増進を図る。 ・「交通拠点」として JR 矢板駅周辺の整備、新規施設設置を検討する。
都市計画 マスタープラン	・「既成市街地ゾーン」「商業・業務拠点」「交通拠点」の位置付けはやいた創生未来プランに準拠。 ・土地利用は、生活の場と商業・行政サービス等が共生する住宅地形成、面整備地区における良好な居住環境形成、中心的な商業業務地の維持・充実、市街地西側の計画的な土地利用（新市街地）。 ・都市施設は、都市計画道路の整備と公共交通の充実。
矢板都市計画区域 マスタープラン	・「広域拠点地区」として都市機能や人口の集積促進、公共交通を基本とした交通ネットワークの充実・強化。
その他計画	・「矢板市地域公共交通網形成計画」においてデマンド交通との連携により矢板駅周辺の通院・買い物の移動の利便性を高める中央部循環路線の充実を位置付け。 ・「矢板市国土強靱化地域計画」において「都市への災害リスクの把握・対策（洪水浸水想定区域における対策、立地適正化計画の策定に伴う災害リスクの把握等）」の位置付け。

② 矢板地区の将来都市構造

《公共サービスゾーン》

市役所等の公共施設の集積を活かし、公共的な住民サービス機能の集積を図るとともに、多くの人が利用する中心的な公共空間の形成を図るゾーン。

《交流ゾーン》

長峰公園、文化・スポーツ複合施設（建設中）、とちぎフットボールセンター、道の駅やいた等、市内外から多くの人を呼び込み、本市の魅力を活かしたにぎわいと活力ある空間づくりを図るゾーン。

《街なか商業ゾーン》

中心市街地の商業集積を活かし、利便性の高い商業地の形成を図るとともに、多くの人が集まるにぎわいと活力ある空間づくりを図るゾーン。

《生活商業ゾーン》

大型店や最寄品の買い物等、日常的な買い物等の利便性を備えた生活を支える商業機能が集積するゾーン。

《沿道商業ゾーン》

バイパス沿道における大型店等の集積するエリアについて、道の駅やいたと一体的に沿道型の商業や賑いのある空間づくりを図るゾーン。

《医療ゾーン》

国際医療福祉大学塩谷病院及び周辺の医療関係施設の集積を活かし、医療機能が充実した生活環境を支える機能を担うゾーン。

《産業ゾーン》

国道4号沿いの工業系施設の集積を活かし、交通利便性に優れた産業拠点の形成を図るとともに、職住近接型の市街地形成を支える機能を担うゾーン。

③ 都市機能・居住の誘導方針

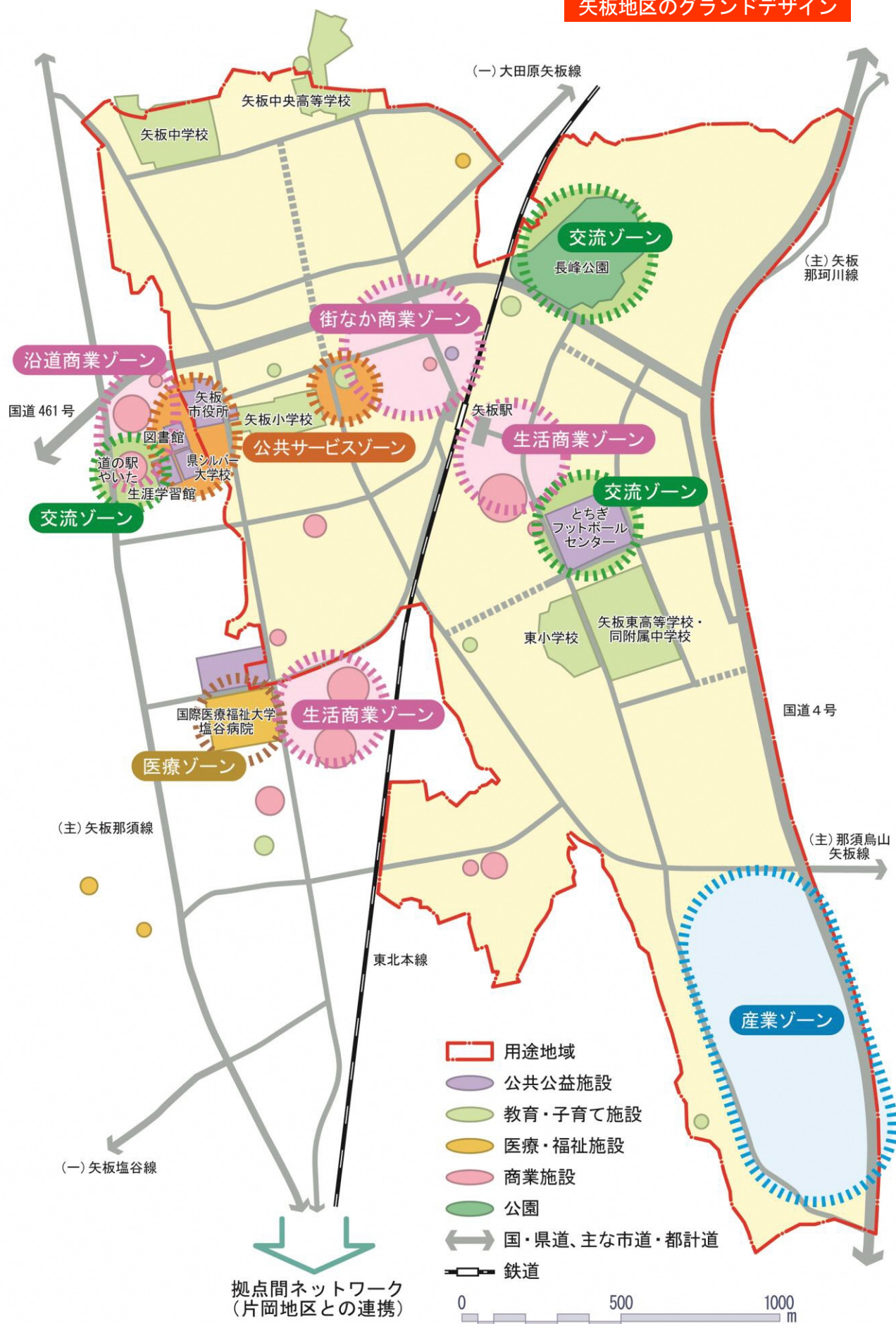
《都市機能誘導の方針》

- ・生活利便性と市街地の求心力を高める中心市街地の再構築を図ります。
- ・駅前の立地条件を活かし、中心市街地施策と連携しながら、街なか商業機能の再構築を図ります。
- ・公共施設再編と連携した市街地内の公共サービス機能の強化を図ります。
- ・空き家・空き地、公有地の活用による施設立地の誘導を図ります。
- ・民間の生活サービス施設の立地誘導を支援する施策の充実を図ります。
- ・市街地内のゾーン設定とそれらをめぐる歩行者ネットワークの構築を図ります。
- ・市街地内の円滑な移動と安全・安心な生活環境のため、細街路の解消や良好なネットワーク形成等、道路網の再構築を図ります。
- ・駅西側における公共サービス施設の立地を検討するなど、都市機能の充実を図ります。

《居住誘導の方針》

- ・用途地域を基本に居住を誘導するための取組を行います。
- ・空き家・空き地等、市街地内の既存ストックを活用した居住誘導を図ります。
- ・市街地西側における洪水浸水想定区域においては、防災機能確保に向けた取組方針を明らかにし、安全・安心な居住環境づくりを図ります。

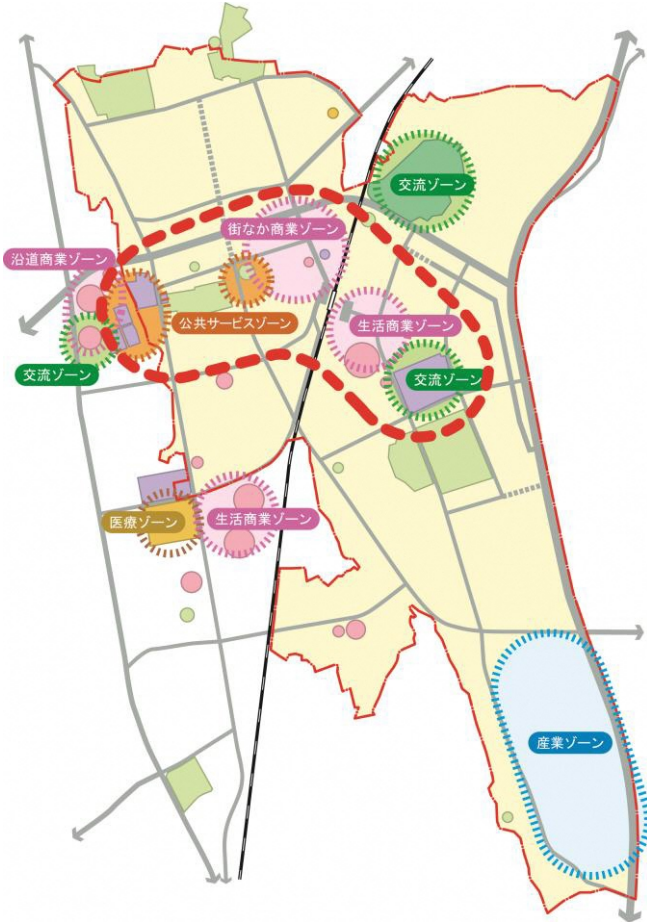
矢板地区のグランドデザイン



(2) 誘導区域の設定

誘導区域について、矢板地区、片岡地区の各市街地が目指すまちづくり（グランドデザイン）を念頭に、(1)に示す区域設定の条件を勘案し設定します。

【地区別の都市機能誘導区域・居住誘導区域について】

	都市機能誘導区域	居住誘導区域
矢板地区	- 矢板地区のグランドデザインにおいて矢板駅周辺の「<u>街なか商業ゾーン</u>」「<u>生活商業ゾーン</u>」「<u>公共サービスゾーン</u>」「<u>交流ゾーン</u>」を包含するエリア。  - 用途地域では、矢板駅周辺の商業地域・近隣商業地域を中心に、<u>市役所、矢板小学校、とちぎフットボールセンター等の主要な施設を含むエリア。</u> - 矢板駅を中心に都市機能が集積し、公共交通による利便性が確保されているエリア。（*） - 上記のエリア設定により、<u>駅周辺の歩行者の利便性が確保される範囲における都市機能集積を生かしながら、現状の機能維持とさらなる都市機能誘導を図ります。</u>	- 矢板地区の用途地域は、おおむね駅周辺の商業系用途地域とその周辺の住居系用途で構成されており、一部、鉄道沿いや用途混在エリアにおいて準工業地域が指定されているものの、基本的に居住の場としてのまちづくりを見据えたエリア設定とします。 - 居住を誘導するに適さないエリアとして、大規模な墓地となっている長峰墓苑、市街地南部における工業施設集積地（用途地域：工業地域）を除外します。

（次ページに続く）

(3) 誘導区域の防災指針

ハザードエリアの現状・課題を踏まえ、「矢板市地域防災計画」「矢板市国土強靱化地域計画」との連携により、誘導区域の防災機能の確保に向けた取組を進めます。

【防災機能確保の取組方針】

	分類	取組方針
水災害	洪水浸水想定区域	【課題】 ・市役所等の公共施設集積地における浸水被害対策の実施。 ・区域に含まれる住宅・店舗等の安全・安心な環境の確保。 ・避難体制等の災害時における安全確保のための対策。 【取組方針】 ・公共施設等総合管理計画との連携による施設改修等における安全性の確保。 ・国土強靱化計画における事前予防として都市整備部門が担う安全性の確保。 ・地域防災計画との連携による災害時の安全確保。
	家屋倒壊等氾濫想定区域	【課題】 ・内川沿いの区域指定部分及び周辺の安全・安心な環境づくり。 ・河川・堤防等の安全対策。 【取組方針】 ・地域防災計画との連携による災害時の安全確保。 ・空き家・空き店舗等の安全性の確保。 ・河川改修や河川周辺の安全な環境の確保。
土砂災害	土砂災害警戒区域	【課題】 ・片岡地区における土砂災害の発生・拡大の防止。 【取組方針】 ・区域内及び周辺の土砂災害対策及び都市基盤整備。 ・地域防災計画との連携による災害時の安全確保。
	大規模盛土造成地	【課題】 ・住居系開発地の造成部分における安全性の維持。 【取組方針】 ・現在の造成地盤や擁壁等の適正な維持・管理、安全性の確認。 ・地域防災計画との連携による災害時の安全確保。

防 災 関 連 部 門 と の 連 携 に よ る 推 進

	取 組（本計画と関連する主な項目を抜粋）
矢板市 地域防災 計画	・災害に強いまちづくり（災害に強い都市整備の計画的推進、災害に強い都市構造の形成、治水・砂防・治山対策の実施等） ・水防体制の整備（洪水浸水想定区域における対策等） ・避難体制の整備（避難所の整備、避難実施・誘導体制の整備等） ・防災拠点の整備（防災拠点・防災機能を有する都市公園の整備等）
矢板市 国土強靱化 地域計画	・河川などの治水・防災対策（河川管理施設等の水害予防対策、河川の改修や氾濫対策等） ・上水道・下水道施設の災害対策（上下水道施設の修繕・更新等） ・道路・橋梁の防災、減災対策（道路冠水対策、道路の修繕・更新、橋梁長寿命化修繕の推進等） ・老朽空き家対策（管理不全空き家の適正管理、不良住宅の解体費補助等） ・都市への災害リスクの把握・対策（洪水浸水想定区域における対策、災害リスクの把握等） ・災害活動拠点や避難所などの確保・運営（公共建築物の改修・整備等） ・社会資本の老朽化対策（公共建築物の老朽化対策、橋梁長寿命化修繕の推進、道路・上下水道施設の修繕・更新等）

取組方針に基づく具体的な取組内容とその成果となる目標値を設定します。

なお、取組内容は地域防災計画及び国土強靱化地域計画と整合させており、目標値は本計画と連動したものとします（個別取組の成果は国土強靱化地域計画所載の指標に準拠）。

【防災機能確保の取組】

短期：概ね5年 中期：概ね10年以内 長期：10年以上（20年を目安とする） 継続：短期での継続的な見直し

	分類	取 組 内 容	実施主体	実施時期
水災害	洪水浸水想定区域	公共施設等総合管理計画との連携による施設改修等における安全性の確保	市	短期～長期
		市役所庁舎の水害対策・災害対策本部機能の強化	市	短期～長期
		都市整備部門が実施する安全な都市基盤（道路冠水対策、道路修繕・更新）や防災公園等の確保	市	中期～長期
		地域防災計画との連携による避難場所・避難体制の確保	市・市民・事業者	短期（継続）
		被害発生のおそれが高い箇所における対策工事（冠水喚起看板の設置、設備や排水路の点検等）の推進	市	短期～長期
	家屋倒壊等氾濫想定区域	地域防災計画との連携による避難場所・避難体制の確保	市・市民・事業者	短期（継続）
		空き家・空き店舗等の適正な維持管理	市・市民・事業者	短期～長期
		栃木県流域治水プロジェクトの推進（雨水流出抑制施設の整備・推進）	県・市・市民・事業者	短期～長期
		内川の河積断面確保等の治水対策の促進	県	短期～長期
		河川周辺の安全な都市基盤整備の推進	県・市	中期～長期
土砂災害	土砂災害警戒区域	区域内の土砂災害対策（崩壊防止工事等）	県・市	短期～長期
		区域周辺の都市基盤整備（道路整備、防災公園整備、上下水道の維持管理等）	市	短期～長期
		地域防災計画との連携による避難場所・避難体制の確保	市・市民・事業者	短期（継続）
		防災工事、家屋の移転等に対する公的助成制度の活用（がけ近接等危険住宅移転事業：国土交通省等）	国・県・市	短期～長期
	大規模盛土造成地	県と連携したモニタリングによる安全性の確認	県・市	短期～長期
		地域防災計画との連携による避難場所・避難体制の確保	市・市民・事業者	短期（継続）
共 通		防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの改訂	市・市民	中期
		水災害・土砂災害のリスク把握・周知	市	短期～長期
		空き家・空き地等の適正な維持・管理（所有者への適正管理指導、解体費補助等）	市・市民・事業者	短期～長期

【防災に関する取組の目標値】

目 標 値	基準年次 平成 27 年 (2015)	目標年次 令和 22 年 (2040)
上記取組を着手した居住誘導区域に居住する人口の割合	95% (*)	100%

*居住誘導区域においてハザードエリア以外に居住する人口の割合（ハザードマップ・住宅地図より図上計測）

3. 誘導施設

矢板地区、片岡地区の各市街地が目指すまちづくりを踏まえ、都市機能誘導区域における誘導施設を設定します。

地区ごとの位置付け・役割（矢板地区：市全体の都市活動の中心、片岡地区：交通利便性に優れた居住拠点）と既存の施設立地（86 ページ参照）を勘案し、「既存機能の維持・充実」及び「地区に不足する機能の誘導」の視点から設定します。

【地区別の誘導施設】

○：維持・充実 □：誘導

		矢板地区	片岡地区	誘導方針
行 政	行政施設	○		・ 矢板地区の市役所を維持
	コミュニティセンター・公民館	○	○	・ 地区ごとに機能を確保
	図書館	○		・ 矢板地区の図書館を維持
教 育 子 育 て	保育所・保育園	○	○	・ 地区ごとの既存施設の維持
	認定こども園	○		・ 矢板地区の施設の維持
	児童福祉（学童）	○	○	・ 地区ごとの既存施設の維持
	小学校	○	○	・ 地区ごとの既存施設の維持
	中学校	○	○	・ 地区ごとの既存施設の維持
	高等学校	○		・ 矢板地区の既存施設の維持
商 業	大規模店舗 （家電量販店、ホームセンター、 大規模なドラッグストア等）	○	□	・ 矢板地区の既存施設の維持 ・ 片岡地区における機能の確保
	スーパーマーケット	○	○	・ 地区ごとの既存施設の維持
	その他店舗 （小規模なドラッグストア等）	○	□	・ 矢板地区の既存施設の維持 ・ 片岡地区における機能の確保
	コンビニエンスストア	○	○	・ 地区ごとの既存施設の維持
医 療	医院・診療所・クリニック 歯科医院、調剤薬局	○	○	・ 地区ごとの既存施設の維持
福 祉	障がい福祉	○	○	・ 地区ごとの既存施設の維持
	高齢者福祉	○	○	・ 地区ごとの既存施設の維持
金 融	金融機関	○	○	・ 地区ごとの既存施設の維持

第5回 矢板市新庁舎整備検討委員会 資料

令和6年 6月

目次

1. 新庁舎の想定規模の設定	
1 想定規模の設定条件	・ ・ ・ ・ 1
2 施設と敷地の想定規模	・ ・ ・ ・ 3

【用語解説・定義】

- ・ 庁舎本館：昭和37年（1962年）に建設されたRC造地上3階地下1階建ての施設。
- ・ 市役所：庁舎本館に加え保健センター、福祉会館等を含む施設群。（表1）
- ・ 庁舎施設：市役所に加え矢板市生涯学習館、コミュニティ防災センター等を含む庁舎機能を有する施設群。

1	新庁舎の想定規模の設定
---	-------------

新庁舎に必要な床面積について、国の基準や他自治体の事例、社会情勢の変化も考慮し、算出します。入居する課は、現市役所の課に、教育総務課、生涯学習課、水道課、下水道課を加えた想定とします。

1 想定規模の設定条件

(1) 新庁舎に配置する想定職員数

- ・庁内の職員数は令和6年度時点で（別表2,3）より 268 人となります。本数値を基準に規模を算出し、役職数も、現状の組織構成の通りとします。
- ・「やいた創生未来プラン」に記載される人口推計（独自推計パターン3）に配慮し、将来の人口変動に応じて細やかな規模調整も次工程である基本計画にて行います。

(2) 議員数

「矢板市議会議員定数条例」に基づき議員数を 15 人とします。

(3) 駐車台数

- ・駐車場の台数は、人口に対する来庁者の算出方法によるもの及び必要な駐車台数を加えたものを想定します。算出された駐車台数を指標に最適な台数を引き続き次工程である基本計画や基本設計段階においても検討していくこととします。

(3)-1 駐車場面積の算出について

(3)-1-1.算出にあたっての前提条件

- ① 駐車場の規模は、「最大滞留量の近似的計算方法^{※1}」を参考に算出
- ② 来庁者数は、「市区町村役場の窓口事務施設の調査^{※2}」による割合を採用
 - ・ 窓口部門への来庁者 人口の 0.9%----- (a)
 - ・ 窓口部門以外への来場者 人口の 0.6%----- (b)
 - ・ 来庁の際の乗用車使用割合 90%を想定----- (c)
- ③ 本市の人口 令和 6 年 5 月時点 29, 727 人----- (d)

(3)-1-2. 1 日あたりの自動車利用来庁者数の算出

- ① 窓口部門への来庁者
$$29, 727 \text{ 人 (d)} \times 0.9\% \text{ (a)} \times 90\% \text{ (c)} = 241 \text{ 人----- (e)}$$
- ② 窓口部門以外への来庁者
$$29, 727 \text{ 人 (d)} \times 0.6\% \text{ (b)} \times 90\% \text{ (c)} = 161 \text{ 人----- (f)}$$

※1 岡田光正, 吉田勝之, 柏原士郎: 滞留人員の時刻変動と最大滞留人員の予測算定法 - 都市施設における利用人員の変動に関する研究(8) -, 日本建築学会論文報告集第, 171 号, 1970.5

※2 関 龍夫: 市・区・町・役所の窓口事務施設の調査, 日本建築学会大会学術講演梗概集, 第 46 号, pp495-496, 1971.9

合計 402 人----- (g)

(3) -1-3.来庁者の必要駐車台数の算出

必要駐車台数は、利用総数と平均滞留時間から最大滞留量の算定を行います。

① 必要台数は＝最大滞留量（台/日）＝1 日あたり来庁者数×集中度×平均滞留時間

② 集中度 30%----- (h)

③ 窓口部門の平均滞留時間 20 分と想定----- (i)

④ 窓口部門以外の平均駐車台数 60 分と想定----- (j)

・ 窓口部門の必要駐車台数

241 人 (e) ×30% (h) ×20/60 (i) 25 台----- (k)

・ 窓口部門以外の必要駐車台数

161 人 (f) ×30% (h) ×60/60 (j) 49 台----- (l)

合計 74 台----- (m)

(3) -1-4.公用車の必要駐車台数の算出

必要駐車台数は、矢板市総務課提供資料 R6.4.1 より庁舎施設の敷地内に駐車されている公用車の台数を採用します。

75 台----- (n)

(3) -1-5.その他必要な駐車台数

① 議員用駐車場

議員数 15 人 15 台----- (o)

② 職員用駐車場

令和6年度4月時点の庁内の職員数 268 人に以下の職員数を加え台数に換算します。

・ 建設課庁外職員：6 人

・ 水道課外部職員：7 人

・ バス等運転手：4 人

268 人＋6 人＋7 人＋4 人＝ 285 人----- (p)

285 台 ----- (q)

③ 車いす使用者用駐車台数は、「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成 18 年 12 月 15 日国土交通省令第 114 号）」第 12 条による「利用者の用に供する駐車場が 200 台より多い場合にあっては当該駐車台数の 100 分の 1＋2 台を最低限確保するもの」を遵守します。

必要駐車台数＝374 台（公用車以外の駐車台数）×1/100＋2＝5.74 台 ÷ 6 台 (r)

※公用車以外の駐車台数：74 台 (m)＋15 台 (o)＋285 台 (q)＝374 台より

・ 15 台 (o)＋285 台 (q)＋6 台 (r)＝ 合計 306 台----- (s)

(3) -1-6.駐車場の合計台数

故に、必要な駐車場台数は、

来庁者の必要駐車台数 74 台 (m) + 公用車の必要駐車場台数 75 台 (n) +

その他の必要駐車場台数 306 台 (s) = 455 台 合計 455 台

2 施設と敷地の想定規模

(1) 規模算定の考え方

基本構想においては、延床面積がどの程度になるかを把握することを目的としているため
総務省や国土交通省の基準、近年整備された事例を用い、多方面から規模を想定します。

(2) 基準を用いた規模算定

基準を用いた施設規模の算定方法として、以下の2つの方法が多く採用されています。

(別表1)

①総務省の基準「平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱」による方法について

※平成 23 年度から地方債の同意基準の取り扱いが廃止されましたが、その後も多くの
自治体で庁舎規模の算定基準として用いられています。

- 職員数をもとに事務室や会議室などの面積を求めるものです。
- 防災機能、福利厚生機能の面積が含まれていないため、算出した庁舎面積に、その他機能として付加機能分の面積を加算します。

②国土交通省の基準「新営一般庁舎面積算定基準※3」による方法について

- 職員数をもとに事務室面積や付属面積（会議室、倉庫、便所等）、設備関係面積、交通部分（玄関、廊下等）の面積を算出するものです。
- 本基準に含まれない議会機能に要する面積は、総務省基準を準用するものとします。
- 防災機能、福利厚生機能の面積が含まれていないため、①と同様に算出した庁舎面積に、その他機能として付加機能分の面積を加算します。

※3 国土交通省：新営一般庁舎面積算定基準, <https://www.mlit.go.jp/common/001157874.pdf>

(3) 近年の整備事例を用いた規模算定

近年の整備事例を用い、庁舎の職員1人当たりの面積から規模算定を想定します。

(表5) 近年新庁舎を整備した自治体の事例

	自治体名	R2人口 (※1) (人)	延床面積 (㎡)	職員数 (※2) (人)	職員1人当 たり面積 (㎡/人)	竣工年月
1	栃木県那珂川町	15,215	4,303	213	20.3	2017年 10月
2	香川県多度津町	22,445	4,400	197	22.4	2022年 6月
3	栃木県塩谷町	10,354	4,469	131	34.2	2023年 11月
4	栃木県壬生町	39,474	4,822	247	19.6	2022年 3月
5	富山県入善町	23,839	5,500	249	22.1	2024年 5月予定
6	福井県越前町	20,118	5,700	240	23.8	2020年 10月
7	山形県高畠町	22,463	5,759	191	30.2	2025年 5月予定
8	北海道網走市	35,759	6,444	361	17.9	2025年 2月予定
平均					23.9	

(※1)：令和2年国勢調査

(※2)：R6年4月時点公表の職員数、臨時職員を含む

上記の事例の職員1人当たりの面積の平均を基に、285人(p)に対する延床面積を算定すると、6,811.5㎡(285人×23.9㎡/人)になります。

(4) 施設の想定規模

現庁舎施設の面積 6,635㎡

(市役所：5,839㎡+生涯学習館：260㎡+上下水道事務所：536㎡より)

また、基準を用いた2つの算定方法による算定結果は、以下のとおりです。

① 総務省基準の算出による面積 約 7,154㎡ (少数点以下切り上げ)

② 国交省基準の算出による面積 約 6,689㎡ (少数点以下切り上げ)

近年整備された事例に基づく算定結果は、以下のとおりです。

③ 庁舎事例による面積 約 6,812㎡ (少数点以下切り上げ)

上記の4つの平均値の十位を切り上げ、想定延床面積を下記の通り設定します。

約 6,900㎡程度

（５）施設規模の今後の進め方

想定延床面積は、基本方針にて定めた機能の導入を仮定した新庁舎規模の目安となる面積です。不確定要素も多いため、整備規模は基本計画段階にて必要な機能を精査します。また、他施設の集約化を行う場合には、過大とならないよう面積を調整の上検討することとします。

（６）駐車場必要面積

必要駐車台数から、新庁舎における駐車場必要面積を以下のとおり設定します。

駐車場１台当たりの駐車面積は、総務省の「平成２２年度地方債同意等基準運用要綱【別表２】庁舎建設事業の標準的な事業費について」の自動車１台につき 25 ㎡を採用し、車椅子使用者用は 30 ㎡として算定します。

（表６）新庁舎駐車場必要面積

種別	必要駐車台数(台)	単位面積(㎡)	必要面積(㎡)
(１) 来庁者用	74	25	1,850
(２) 車椅子使用者用	6	30	180
(３) 議員用・職員用	300	25	7,500
(４) 公用車用	75	25	1,875
合 計			11,405

※大型車、中型車、小型車とも同値（１台当たり面積 25 ㎡）として算出しています。

なお、ここで算定した駐車台数は、今後の基本計画や基本設計策定等の段階において、建設計画や平面配置計画等とあわせてより詳細（具体的）な規模を検討していくため、実際の整備では変わることがあります。

（７）敷地の想定規模

必要敷地面積の算定にあたっては、建築物の階数を 3 階～4 階と想定した場合の建築面積に、必要駐車場面積と緑地+広場面積（想定敷地面積の 25%）を加算して設定します。

（表７）想定される必要面積

種別	面積(㎡)※
① 建築面積の想定 (想定延床面積 6,900 ㎡より)	1,725～2,300 (4 階建～3 階建)
② 必要駐車場面積 (平面式)	11,405
③ 緑地+広場面積	4,377～4,568 (4 階建～3 階建)
合 計	17,507～18,273 (4 階建～3 階建)

※少数点以下切り上げ

上記より、想定敷地面積を下記の通り設定します。

17,507 ㎡～18,273 ㎡程度

（８）敷地規模の今後の進め方

想定敷地面積は、想定延床面積による建築面積と必要駐車場面積、緑地面積から算出した目安となる敷地の必要面積です。また、他施設の集約化等を行う場合には集約する施設による面積も必要となります。最終的な敷地面積は、整備候補地の諸条件を踏まえ、実際に選定する敷地の面積になります。

緑地+広場面積の算出は、都市計画法と都市緑地法により緑化地域を対象に、市町村にて敷地面積の25%以内を限度として定めることができる旨の規定があります。そのため今回は、目安となる敷地の想定規模の設定にあたり、25%の値を採用します。ただし、緑化地域の定義が、「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」とあるため、選定される敷地状況を踏まえ、基本計画段階においても防災広場等含め過大とならないよう十分に配慮し検討していくこととします。

（別表１）総務省・平成22年度地方債同意等基準運用要綱 と国交省・新営一般庁舎面積算定基準による算定

「平成22年度地方債同意等基準運用要綱 【別表2】庁舎建設事業の標準的な事業費について」による算出 ※1						※表内にて「総務省基準」と記載		「新営一般庁舎面積算定基準」 による算出						※表内にて「国交省基準」と記載				想定値（総務省基準と国交省基準の比較による最小値と最大値）						
区分		職区分	職員数	換算率	換算職員数	面積(㎡)	区分		職区分	職員数	換算率	換算人員	基準面積	面積(㎡)	区分	面積(㎡)								
(イ)	事務室	特別職	3	12	36	1830.15	執務面積	事務室	特別職	3	18	54	3.3	178.2	事務室	1830.15	～	2110.845						
		部長	10	2.5	25				部長	10	9	90	3.3	297										
		課長	23	2.5	57.5				課長	23	5	115	3.3	379.5										
		課長補佐・係長	49	1.8	88.2				課長補佐	49	2.5	122.5	3.3	404.25										
		一般職員	183	1	183				係長		1.8	0	3.3	0										
		その他職員※6	17	1	17				一般職員	183	1	183	3.3	603.9										
		計	285		406.7				その他職員※6	17	1	17	3.3	56.1										
		面積計算	406.7	人 ×4.5㎡／人					計	285		581.5	3.3	1918.95										
(イ) 面積合計						1830.15	執務面積合計（面積合計×補正係数1.1）						2110.845											
(ロ)	倉庫	事務室面積（㎡）	×	共有面積率	13%	237.91	付属面積	倉庫	補正前の事務室面積（㎡）	×	13%			249.46	倉庫	237.91	～	249.46						
		1830.15	×	0.13					1918.95	×	0.13													
(ロ) 面積合計						237.91	付属面積合計（倉庫）						249.46											
(ハ)	会議室等 会議室・電話交換室・便所・洗面所 その他の諸室	職員数（人）	×	1人あたり面積（㎡/人）		1995	付属面積	会議室	庁内職員100人当たり40㎡ ※10人増す毎に4㎡増加（×補正係数1.1）						会議室、設備室等	1265.555	～	1995						
		285	×	7.0					40	×	2	×	1.1	118.8										
										4	×	7	×	1.1										
										換算人数 581.5 人									68					
										※換算人数600人回線数150														
										全職員数（人） × 0.32㎡（全職員数150人以上）									91.2					
										285	×	0.32												
										1人									10					
										※算入1人まで10㎡														
										1ヶ所当たり6.5㎡を標準とし、既存の庁舎施設の給湯室数9箇所より算出									58.5					
										9	×	6.5												
										1.65㎡×（人数×1/3）> 最小6.5㎡									6.5					
									※最小面積を採用															
									職員数300人未満の場合 85㎡										85					
									一般職員1人当たり0.085㎡（職員数150人以上の場合に設置）										15.555					
									183	×	0.085													
									職員数300名未満の場合 140㎡										140					
									付属面積（倉庫を除く）合計										593.555					
									設備関係面積	機械室	冷暖房の場合（一般庁舎）有効面積3000～5000㎡の対応表より採用										547			
										電気室	冷暖房の場合（高圧受電）有効面積3000～5000㎡の対応表より採用										96			
										自家発電機室	有効面積対応表より最小値を採用										29			
									設備関係面積合計										672					
		(ハ) 面積合計						1995	付属面積（倉庫を除く）＋設備関係面積 合計										1265.555					
		(ヘ)	議事堂 議場・委員会室及び議員控室	議員定数（人）	×		1人あたり面積（㎡/人）												525	議事堂	525			
15	×			35.0																				
(ヘ) 面積合計（国交省基準に算定基準なし）														525										
その他機能	打合せスペース※2	(想定) 各課（22課）×4㎡（1席1㎡×4席の想定）												88	その他機能	939.92								
	サーバー室	(想定) 既存庁舎施設より												40										
	印刷室	(想定) 既存庁舎施設より												30										
	防災機能（防災通信室）	(想定) 既存庁舎施設より												50										
	福利厚生機能（更衣室、休憩室等）	(想定) 268人×0.54㎡（更衣室）※4＋268人×0.4㎡（休憩室）※5												251.92										
	生活指導室（診察室、相談室等を含む）	(想定) 既存庁舎施設より												480										
その他機能 面積合計（総務省基準、国交省基準に算定基準なし）														939.92										
(イ)＋(ロ)＋(ハ) 面積合計 ※交通部分面積算定用－(A)						4063.06	執務面積＋付属面積＋設備関係面積＋その他機能 面積合計 ※交通部分面積算定用－(B)						4565.78	玄関等 交通部分	1598.02	～		1625.22						
(ニ)	玄関等 (玄関・広間廊下・階段その他の通行部分)	(A)	×	共有面積率	40%	1625.22	交通部分	玄関、広間、 廊下、階段等	(B)	×	35%								1598.02					
		4063.06	×	0.4					4565.78	×	0.35													
(ニ) 面積合計						1625.22	交通部分 面積合計						1598.02											
総務省基準 面積 総合計						7153.20	国交省基準 面積 総合計						6688.8	総合計	6688.8	～	7153.20							

※1 総務省基準は矢板市人口:3万577人(令和6年1月時点)→人口5万人未満として算定

※2 打合せスペースは執務室等の一角にあるスペースとし、会議室とは異なるスペースとする

※3 R6時点の庁舎施設内の課数22課にて算出

※4 更衣室の一人当たりの広さはロッカーを300mm×600mm、通路幅を1200mmとした場合を参考に算出(0.3m×1.8＝0.54㎡より)

※5 休憩室の一人当たりの広さは国交省基準の会議室同等とする(100人当たり40㎡より)

※6 庁内以外の職員(建設課庁外職員:6人、水道課外部職員:7人、バス等運転手:4人)

(別表 2) 庁内の職員数・議員数

職員数	市役所	224	人
	矢板市生涯学習館	26	人
	上下水道事務所	18	人
	合計	268	人
議員数	議員定数	15	人

※庁内の職員数は、「令和6年度 市職員の配置(令和6年4月1日時点)」の資料を元に庁内の臨時職員

38名を加え、保育所、公民館、小学校、中学校に配属される者を除いた数とします。

※臨時職員数の内訳は(別表3)の通り、任期付き職員数、会計年度職員数です。

(別表3) 職員配置状況

		正職員	再任用	臨時職員		
				任期付き	会計年度	
市役所	総合政策課	12				
	秘書広報課	8			1	
	総務課	14			1	
	税務課	21				
	社会福祉課	13			3	
	高齢対策課	11			7	
	子ども課	16			8	
	健康増進課	15			2	
	生活環境課	10			4	
	市民課	10		1	4	
	農林課	16			4	
	商工観光課	7				
	建設課	10		1		
	都市整備課	7				
	地籍調査課	6				
	出納室	4				
	議会事務局	4			1	
	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 固定資産評価審査委員会事務局	3				
	小計（人）		187	0	2	35
	正職員+再任用職員数	小計（人）	187			
臨時職員数	小計（人）			37		
市役所 職員数	合計（人）	224				
矢板市 生涯学習館	教育総務課	14				
	生涯学習課	11			1	
	小計（人）		25	0	0	1
	正職員+再任用職員数	小計（人）	25			
	臨時職員数	小計（人）			1	
	矢板市生涯学習館 職員数	合計（人）	26			
上下水道事務所	水道課	9				
	下水道課	9				
	小計（人）		18			
	正職員+再任用職員数	小計（人）	18			
	臨時職員数	小計（人）			0	
	上下水道事務所 職員数	合計（人）	18			
庁舎施設	正職員+再任用職員数 合計（人）		230			
	臨時職員数 合計（人）		38			
	庁舎施設 職員数 合計（人）		268			

